過疎地域いきいき集落づくり支援事業

令和7年度予算額：460万円
（令和6年度：460万円）

過疎地域では、人口減少・高齢化に伴い様々な問題が発生。一方、集落の課題・ニーズは千差万別であり、地域住民の主体性を活かした総合的な対策が必要。本制度では、集落の集落の維持・活性化に資する事業を幅広く支援。

01 事業概要

対象地域	新旧過疎法に基づく過疎地域(17市町村)内の集落
補助対象団体	市町村及び地域団体等
対象事業	集落の維持・活性化に資するソフト事業を幅広く支援（最大3年） ▶ 営利目的の事業も活用可能
補助率・上限額	全域過疎地域：3/4　一部過疎地域：1/2（上限：80万円/事業）
県の支援	県は、補助金以外にも、地域組織の立上げ支援、取組事例集の作成、話合いへの参加等の支援をニーズに応じて行う。

02 事業イメージ

検　討

・地域住民
・市町村職員
・県職員　等による話し合い

実　施

【生活維持・確保】

大多数の住民が高齢者の集落（いわゆる限界集落）
地域の共同作業の支援や生活交通の確保など、
生活の維持のための取り組み。

見守り活動

デジタル活用

生活交通の確保

【集落の活性化】

子育て世代、現役世代が残っている集落
都市との交流や商品開発など、集落の活性化、
持続可能性に向けた取り組み。

地域資源を活かした
新ビジネス創出

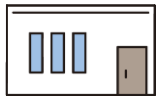

空き家利活用

地場産品の
高付加価値化